

(あて先) 三鷹市長

## 誓約書(転入予定者用)

入所希望月の前月末日までに三鷹市へ転入予定ですので、三鷹市内の認可保育所等に入所を希望します。つきましては、以下のとおり手続きを遵守することを誓約します。

なお、以下の手続きを遵守しない場合、三鷹市内の認可保育所の内定を取り消されても異議はありません。

- ① 内定した場合、入所月の前月末日までに、三鷹市に住民登録のうえ実際の居住地を三鷹市内とすること。
- ② ①の手続き後、入所月の前月末日までに、三鷹市子ども政策部子ども育成課(本庁舎4階45番窓口)において入所手続を行うこと。
- ③ 三鷹市に転入する前の自治体において、当該住民として認可保育園への入所申込み(三鷹市への入所希望月分)をしていないこと。
- ④ 三鷹市以外の自治体に転入予定として認可保育所への入所申込み(三鷹市への入所希望月分)をしていないこと。

⑤ **【4月一次募集受付期間に三鷹市に転居することが確認できる書類の提出が間に合わない方】**

令和7年3月31日までに三鷹市に転居することが確認できる書類(売買契約書・賃貸借契約書の写し等)を、三鷹市子ども政策部子ども育成課に令和7年2月6日必着で提出すること。

※令和7年2月6日までに提出が間に合わない場合、内定の取り消しや2次選考の対象外(3歳児クラス以上は転入予定が無い方としての選考)となります。

⑥ **【5月から3月入所希望の方】**

入所希望月の前月末日までに三鷹市に転居することが確認できる書類(売買契約書・賃貸借契約書の写し等)を、受付期間内に三鷹市子ども政策部子ども育成課に提出すること。※提出が間に合わない場合、内定の取り消しや対象外(3歳児クラス以上は転入予定が無い方としての選考)となることがあります。

児童氏名: \_\_\_\_\_

保護者氏名: \_\_\_\_\_

転入前住所: \_\_\_\_\_

転入予定日: 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

三鷹市転入後住所(予定)

〒181- \_\_\_\_\_ 三鷹市